

第34回総会 令和5年3月30日

局長 起立、一同礼、着席

局長 総会に先立ちまして、3月の業務報告をいたします。

—————報告、業務報告—————

局長 今回は、農地法施行規則第29条の規定に係る届出（小規模転用）が2件、農地改良届出が1件提出されていますので報告します。始めに、小規模転用を報告します。土地の所在は、大字鹿野田字〇〇番1、地目：台帳・現況ともに田、面積2,983㎡の内65㎡、申請者は、大字鹿野田〇〇番地、〇〇、転用目的は、〇〇選別所及び駐車場の設置となっています。地元〇〇委員が現地を確認されていますので、報告をお願いします。

9番 1番を報告します。お手元の報告事項の資料をご覧ください。申請人は、〇〇さんで、都於郡の〇〇で〇〇を作付けしている法人農家です。農地の場所は、都於郡地区の〇〇から西に約500m行った所の農地です。現在作業するハウスの隣接地に〇〇の選果場及び雇用者の駐車場を設置するために申請するものです。現地も確認していますので報告します。

局長 次に小規模転用2番です。土地の所在は、大字三納字〇〇番1、地目：台帳・現況ともに田、面積1,801㎡の内、11㎡、転用目的は農業従事者用トイレの建築であります。地元、〇〇委員が現地を確認されていますので、報告をお願いします。

13番 2番を報告します。申請人は〇〇さんで、三納〇〇でピーマンを作付けされています。申請地は三納地区にある〇〇から北に入ったところの農地ですが、最近建てられたハウスの空きスペースに従業員用の男女別トイレを建設するために申請するものです。現地も確認していますので報告します。

局長 次に農地改良届1件を報告します。土地の所在：大字下三財字〇〇番、地目：台帳・現況ともに田、面積862㎡、所有者及び申請者：大字下三財〇〇番地1の〇〇、改良

の理由は、隣接地が宅地で、周囲の土地より低く、雨水が入り、水はけが悪いので約40 cm～60 cm盛土をして使いやすくするとしています。

現地確認されています、地元委員の〇〇委員に報告をお願いします。

26 番 1 番を報告します。申し出人は三財〇〇の〇〇さんです。先ほど説明のありましたとおり、現況は田ですが、20～30 cmの段差があり水を貯めることができないため畑にしたいとの申し出です。3 方が宅地になっており雨水が入ってくるため、周年水分が多くなってしまい何も作付け出来ないため、今回嵩上げしたいとのことです。

局 長 また、相続届出7件、使用貸借合意解約3件、賃貸借合意解約3件が提出されていますので併せてご報告いたします。これからの、総会進行につきましては、会長にお願いいたします。

会 長 ただ今から令和4年度第34回西都市定例農業委員会総会を開催いたします。本日の出席状況を報告します。現在、農業委員16名 推進委員16名、合計32名の出席であります。本日の議案件数であります、8件を提案しております。

議 長 議事に入ります前に議事録署名委員の指名をいたします。10番 〇〇委員、19番 〇〇委員をお願いいたします。それでは議事に入ります。

議 長 議案第191号農地法第4条の規定による許可申請の承認について提案いたします。事務局の説明を求めます。

局 長 議案第191号農地法第4条の規定による許可申請の承認について、議案書1ページの通り申請件数は1件であります。

1番を説明します。申請者：南方の〇〇、申請地：大字穂北字〇〇番外1筆、登記・現況ともに田、面積4,234 m²の内973.32 m²、申請内容・目的：〇〇及び加工品直売所、駐車場用地、主な転用の内容：〇〇及び加工品の直売所兼カフェ、駐車場の設置となっています。

議 長 1番について特別調査員の報告をお願いします。

3 番 今回は、17 番 ○○委員と私（3 番 ○○委員）が会長の命を受けまして、3 月 20 日、午前 8 時 45 分より、清係長と申請書の審査等を実施した後、事務局より緒方局長、清係長同行のもと、農地法第 4 条 1 件、農地法第 5 条 1 件、非農地証明 9 件の現地調査を行いました。順次報告しますので、皆さまのご審議をよろしく願いいたします。尚、非農地証明調査には、27 番 ○○委員、18 番 ○○委員、11 番 ○○委員、6 番 ○○委員、19 番 ○○委員、3 番 ○○委員、8 番 ○○委員、2 番 ○○委員にも同行いただきました。

17 番 1 番を説明します。申請地は穂北の○○集落で、○○から北西に約 1 km 行った所の農地です。詳細については、配布済みの地図を参照ください。申請人○○さんが農業用施設用地（カフェ・駐車場）を設置するための転用申請です。周囲は、東側は農道、西側は農道、南側は田、北側は田となっています。雨水は敷地内の排水路から東側に流します。生活排水については、合併浄化槽で浄化した後、敷地横の排水路に流します。転用に伴う土砂の周辺への流出等についても懸念はありません。周囲の同意も得ています。この申請地は農地の繋がりが 10ha 以上の第 1 種農地ですが、農業用施設であることから許可可能な案件となります。調査員一同、許可相当と判断しました。皆さまのご審議をよろしく願いします。

議 長 ここで事務局の補足説明をお願いします。

事務局 本案件につきましては、令和 2 年に本人より小規模転用の申請があった場所ですが、その後、カフェを併設する中小企業庁の事業再構築補助金を活用した事業拡大計画になりました。その結果、事業面積が 200 m²を超える案件になりましたので、今回改めて申請を行うものであります。

議 長 1 番について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

18 番 この件は青地の真ん中に建つ食事を提供する場所となりますが、周りが農地ということで、防除などされるとお客さんの抵抗があるのではないかと懸念されます。

事務局 集落の方たちへ事業に対する説明を行い、同意は得ていると聞いていますが、委員
のご意見につきましては本人に伝えたいと思います。

議 長 ほかにありませんか。

(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで承認することに決定いたします。

議 長 議案第 192 号農地法第 5 条の規定による許可申請の承認について提案いたします。
事務局の説明を求めます。

局 長 議案第 192 号農地法第 5 条の規定による許可申請の承認について、議案書 2 ページ
の通り申請件数は 1 件であります。

1 番を説明します。受人：三宅の〇〇、渡人：同居人の〇〇、申請地：大字三宅字〇
〇番 1、登記・現況共に畑、面積 352 m²、申請事由：一般個人住宅用地、権利の内容：
使用貸借権の設定、主な内容は、一般個人住宅 1 棟の建築、進入路及び駐車場の設置
となっています。

議 長 1 番について特別調査員の報告をお願いします。

3 番 1 番を説明します。申請地は妻の〇〇集落で、〇〇公民館の斜め前の農地です。詳
細については、配布済みの地図を参照ください。申請人〇〇さんが父の〇〇さんから
使用貸借により借り受けて、一般個人住宅を建設するために申請されたものです。周
囲は、東側は住宅、西側は道路、南側は住宅、北側は畑となっています。雨水は敷地
内から西側の側溝に流します。生活排水については、合併浄化槽で浄化した後、敷地
横の排水路に流します。転用に伴う、土砂の周辺への流出等については、周辺にプロ

ックを設置し、土砂の流出を防ぎます。周辺関係者への説明もなされています。この申請地は公共投資のない、小規模の農地の集団であり、第2種農地となります。調査員一同、許可相当と判断しました。皆さまのご審議をよろしく申し上げます。

議 長 ここで事務局の補足説明をお願いします。

事務局 特にありません。

議 長 1番について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで承認することに決定いたします。

議 長 議案第193号農地法第3条の規定による許可申請の許可について提案いたします。
事務局の説明をお願いします。

局 長 議案第193号農地法第3条の規定による許可申請の許可につきましては、議案書3ページの通り、申請件数は4件であります。

尚、本議案に申請される土地の現況は、受人の権利取得後の農業経営の意思並びに耕地面積50aの要件、農機具の保有状況、通作圏を含めた労働力・技術力・営農力を総合的に判断した場合の妥当性、周辺農家への影響度、申請書等に記載された内容が当該基準に適合するか否かの検討結果については担当委員から問題ないという確認事項を頂いておりますのでその説明をお願いします。10a当たりの単価等特別な事項等については、担当者が報告いたします。

1番を説明します。受人：三納の〇〇、渡人：三納の〇〇、申請地：大字三納字〇

○番地 1、登記・現況ともに田、面積 100 m²、権利の内容：贈与による所有権移転です。

議 長 ここで地元委員、確認事項の説明をお願いします。

23 番 1 番を説明します。申請地は三納の中心部から北の○○地区にあります。○○さんから○○さんへの贈与となります。○○さんは基準に該当する農家であり、何ら問題ないと判断しました。皆さまのご審議をよろしくをお願いします。

議 長 次に、担当の補足説明をお願いします。

事務局 特にありません。

議 長 説明がありました 1 番について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。
(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。
(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。
(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで許可決定いたします。

議 長 次に 2 番の説明をお願いします。

局 長 2 番を説明します。受人：三納の○○、渡人：平郡の○○、三納の○○、宮崎市の○○、申請地：大字三納字○○番 1、登記・現況ともに田、面積 446 m²、権利の内容：贈与による所有権移転です。

議 長 ここで地元委員、確認事項の説明をお願いします。

18 番 2 番を説明します。申請地は三納の中心部から北の○○地区にあります。○○さん、○○さん、○○さんから○○さんへの贈与となります。○○さんは基準に該当する農家であり、何ら問題ないと判断しました。皆さまのご審議をよろしくをお願いします。

議 長 次に、担当の補足説明をお願いします。

事務局 渡人の〇〇さんが亡くなられたと、今日連絡が入りました。行政書士や農業会議と話をしたところ、申請自体は有効であり、許可の場合は相続人に出す形となるそうです。

議長 説明がありました2番について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。
(委員 なし)

議長 異議ありませんか。
(異議なしの声多数)

議長 賛成の方の挙手をお願いします。
(全員挙手)

議長 全員賛成ということで許可決定いたします。

議長 次に3番の説明をお願いします。

局長 3番を説明します。受人：下三財の〇〇、渡人：新富町の〇〇、申請地：大字下三財字〇〇番1、登記・現況ともに畑、面積713㎡、権利の内容：売買による所有権移転です。

議長 ここで地元委員、確認事項の説明をお願いします。

3番 3番を説明します。〇〇さんから〇〇さんへの所有権移転です。申請地は三財の〇〇集落で、〇〇線を〇〇方面に向かい、〇〇橋を渡りすぐ左に登った場所です。〇〇さんはゴーヤ20a、スイートコーン30aを耕作し、農機具もすべてそろっているため問題ないと判断しました。皆さまのご審議をお願いします。

議長 次に、担当の補足説明をお願いします。

事務局 売買金額は10a当たり7万円です。

議長 説明がありました3番について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。
(委員 なし)

議長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで許可決定いたします。

議 長 次に4番の説明をお願いします。

局 長 4番を説明します。受人：平郡の〇〇、渡人：平郡の〇〇、申請地：大字平郡字〇〇番、登記・現況ともに畑、面積 919 m²、権利の内容：売買による所有権移転です。

議 長 ここで地元委員、確認事項の説明をお願いします。

27 番 4番を説明します。申請地は平郡の〇〇集落にあります。受人は大規模農家であり農機具も全てそろっているため、問題ないと判断しました。皆さまのご審議をお願いします。

議 長 次に、担当の補足説明をお願いします。

事務局 売買金額は10a当たり7万円です。

議 長 説明がありました4番については、6番 〇〇委員が受人となる事案であり、農業委員会法第31条の規定により議事参与が制限されますので、当事案の採決にあたり池野委員の退席をお願いします。それでは、審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

18 番 ここは周りに青地があるのに青地ではないんですか。

事務局 農林課の担当になるが、判断が難しい場所ではないかと思われます。

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで許可決定いたします。

議長 ○○委員は席にお戻りください。

議長 議案第 194 号農業経営基盤強化促進法第 19 条の規定による承認について、事務局の説明を求めます。

局長 議案第 194 号農業経営基盤強化促進法第 19 条の規定による承認につきましては、農用地利用集積計画の公告です。先ず、議案書 4～6 ページの所有権移転分 5 件を説明させていただきます。

1 番 受人：清水の○○、渡人：宮崎市の破産者○○破産管財人 弁護士○○、申請地：大字三納字○○番、登記・現況ともに田、面積 3,059 m²です。

2 番 受人：南方の○○、渡人：南方の○○、申請地：大字南方字○○番 2、登記・現況ともに田、面積 932 m²です。

3 番 受人：下三財の有限会社○○ 取締役○○、渡人：下三財の○○、申請地：大字下三財字○○番 1 外 3 筆、登記・現況ともに畑、面積 4,989 m²です。

4 番 受人：下三財の○○、渡人：下三財の○○、申請地：大字下三財字○○番 3、登記・現況ともに田、面積 2,809 m²です。

5 番 受人：調殿の○○、渡人：調殿の○○、申請地：大字調殿字○○番外 2 筆、登記・現況ともに田、面積 3,012 m²です。

尚、全ての案件において、農用地利用集積計画の内容は、基本構想に適合しています。利用権の設定を受けた後において備えるべき要件に関しては、耕作または養畜の事業を行い、常時農作業に従事し、効率的に利用していくという要件を満たしています。また、対象農地は関係権利者の全ての同意が得られています。法定公告については、令和 5 年 3 月 31 日を予定しております。

議長 それでは説明のありました、1～5 番まで一括して審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで承認することに決定いたします。

議 長 議案第 194 号農業経営基盤強化促進法第 19 条の規定による承認について、貸借権設定分を提案いたします。事務局の説明を求めます。

局 長 議案第 194 号農業経営基盤強化促進法第 19 条の規定による、農用地利用集積計画の公告（貸借権設定）については、議案書 7～11 ページの通り 8 件であります。

1 番 受人：三宅の〇〇、渡人：三納の〇〇、申請地：大字三納字〇〇番、登記・現況ともに畑、面積 499 m²、令和 5 年 4 月から 10 年間の使用貸借件の再設定です。

2 番 受人：下三財の〇〇、渡人：下三財の〇〇、申請地：大字下三財字〇〇番外 8 筆、登記・現況ともに田、面積 7,121 m²、令和 5 年 4 月から 5 年間の賃貸借権の再設定です。

3 番 受人：右松の〇〇、渡人：右松の〇〇、申請地：大字右松字〇〇番外 3 筆、登記・現況ともに田、面積 3,861 m²、令和 5 年 4 月から 10 年間の使用貸借件の再設定です。

4 番 受人：右松の〇〇、渡人：東京都の〇〇、申請地：大字右松字〇〇番 1、登記・現況ともに田、面積 1,002 m²、令和 5 年 4 月から 10 年間の使用貸借件の再設定です。

5 番 受人：三納の〇〇、渡人：平郡の〇〇、申請地：大字平郡字〇〇番外 1 筆、登記・現況ともに田、面積 4,081 m²、令和 5 年 4 月から 5 年間の賃貸借権の再設定です。

6 番 受人：三納の〇〇、渡人：清水の〇〇、申請地：大字加勢字〇〇番外 2 筆、登記・現況ともに田、面積 6,077 m²、令和 5 年 4 月から 5 年間の賃貸借権の再設定で

す。

7番 受人：三納の〇〇、渡人：清水の〇〇、申請地：大字平郡字〇〇番外1筆、登記・現況ともに田、面積2,263㎡、令和5年4月から5年間の賃貸借権の再設定です。

8番 受人：三納の〇〇、渡人：三宅の〇〇、申請地：大字加勢字〇〇番外2筆、登記・現況ともに田、面積5,863㎡、令和5年4月から5年間の賃貸借権の再設定です。

尚、全ての案件において、農用地利用集積計画の内容は、基本構想に適合しています。利用権の設定を受けた後において備えるべき要件に関しては、耕作または養畜の事業を行い、常時農作業に従事し、効率的に利用していくという要件を満たしています。また、対象農地は関係権利者の全ての同意が得られています。法定公告については、令和5年3月31日を予定しております。

議長 それでは説明のありました、1～8番まで一括して審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ということで承認することに決定いたします。

議長 議案第195号農業経営基盤強化促進法第19条の規定による承認について（農地中間管理権の取得）を提案いたします。事務局の説明を求めます。

局長 議案第195号農業経営基盤強化促進法第19条による農地中間管理権の取得（農用地利用集積計画の公告）（貸借権設定）については、議案書12～22ページの通り合計

20 件であります。すでに委員の皆様にはご案内させていただいておりますが、申請番号 1 番を代表して、説明させていただきます。

1 番 受人：宮崎市の〇〇、渡人：現王島の〇〇、申請地：大字黒生野字〇〇番 1、登記・現況ともに田、面積 6,894 m²、令和 5 年 5 月から 2 年 9 ヶ月間の賃貸借権の新規設定です。尚、全ての案件において、農用地利用集積計画の内容は、基本構想に適合しています。利用権の設定を受けた後において備えるべき要件に関しては、耕作または養畜の事業を行い、農作業に常時従事し、効率的に利用していくという要件を満たしています。また、対象農地は関係権利者の全ての同意が得られています。法定公告については、令和 5 年 3 月 31 日を予定しております。

議長 代表 1 番の説明がありましたが、20 番まで一括して審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ということで承認することに決定いたします。

議長 議案第 188 号証明書交付手続要領に基づく非農地の認定について提案いたします。事務局の説明を求めます。

局長 議案第 196 号証明書交付手続要領に基づく非農地の認定について説明いたします。

今回の非農地証明交付申請は、議案書 23～24 ページの通り 9 件であります。

非農地証明明細番号 1、土地の所在：大字三納字〇〇番、地目：台帳・畑、現況・宅地、面積 871 m²、所有者：神戸市垂水区〇〇番〇〇号、氏名：〇〇、非農地判断は、事由 1 となっております。

議 長 番号1について地元委員の説明を求めます。

27 番 1 番を説明します。申請地は、三納地区の〇〇集落にある農地です。詳細については配布済みの地図を参照ください。申請人の〇〇さんが所有している農地ですが、農地法施行以前から家が建っており、農地以外の土地であったことから、事由1に該当すると判断しました。皆さまのご審議をよろしく申し上げます。

議 長 説明がありました。審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで認定することに決定いたします。

議 長 次に番号2の説明をお願いします。

局 長 非農地証明明細番号2、土地の所在：大字三納字〇〇番12外1筆、地目：台帳・畑、現況・原野、面積2521㎡、所有者：大字三納〇〇番地2、氏名：〇〇、非農地判断は、事由4となっています。

議 長 番号2について地元委員の説明を求めます。

18 番 2 番を説明します。申請地は、三納地区の〇〇集落にある農地です。詳細については配布済みの地図を参照ください。申請人の〇〇さんが所有している農地で、以前は桑畑として利用されておりましたが周囲は山林であり傾斜もあるため、10年以上耕作されておらず、将来的にも農地として使用することが困難な土地であります。また、農用地区域内でもなく、公共投資の対象にもなっておらず、優良農地でもないことから、事由4に該当すると判断しました。皆さまのご審議をよろしく申し上げます。

議 長 説明がありました。審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで認定することに決定いたします。

議 長 次に番号3の説明をお願いします。

局 長 非農地証明明細番号3、土地の所在：大字三納字〇〇番15外3筆、地目：台帳・畑、
現況・原野、面積1,538㎡、所有者：大字三納〇〇番地4、氏名：〇〇、非農地判断
は、事由4となっています。

議 長 番号3について地元委員の説明を求めます。

18 番 3番を説明します。私から4筆のうち2筆について説明します。申請地は、三納地区の〇〇集落にある農地です。詳細については配布済みの地図を参照ください。申請人の〇〇さんが所有している農地ですが、2番の届出農地と隣接しており状況も同様です。10年以上耕作されておらず、将来的にも農地として使用することが困難な土地であります。また、農用地区域内でもなく、公共投資の対象にもなっておらず、優良農地でもないことから、事由4に該当すると判断しました。皆さまのご審議をよろしくをお願いします。

11 番 3番の残り2筆を私から説明します。申請地は、三納地区の〇〇集落にある農地です。詳細については配布済みの地図を参照ください。申請人の〇〇さんが所有している農地です。10年以上耕作されておらず、将来的にも農地として使用することが困難な土地であります。また、農用地区域内でもなく、公共投資の対象にもなっておらず、優良農地でもないことから、事由4に該当すると判断しました。皆さまのご審議をよろしくをお願いします。

議 長 説明がありました。審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで認定することに決定いたします。

議 長 次に番号4の説明をお願いします。

局 長 非農地証明明細番号4、土地の所在：大字三納字〇〇番1外1筆、地目：台帳・畑、
現況・原野、面積921㎡、所有者：大字妻〇〇番地8、氏名：〇〇、非農地判断は、
事由4となっています。

議 長 番号4について地元委員の説明を求めます。

11 番 4番を説明します。申請地は、三納地区の〇〇集落にある農地です。詳細については配布済みの地図を参照ください。申請人の〇〇さんが所有している農地ですが、10年以上耕作されておらず、将来的にも農地として使用することが困難な土地であります。また、農用地区域内でもなく、公共投資の対象にもなっておらず、優良農地でもないことから、事由4に該当すると判断しました。皆さまのご審議をよろしく願います。

議 長 説明がありました。審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで認定することに決定いたします。

議 長 次に番号5の説明をお願いします。

局 長 非農地証明明細番号5、土地の所在：大字平郡字〇〇番、地目：台帳・畑、
現況・原野、面積419㎡、所有者：宮崎市中村東〇〇番〇〇号、氏名：〇〇、非農地
判断は、事由4となっています。

議 長 番号5について地元委員の説明を求めます。

6 番 5 番を説明します。申請地は、平郡地区の〇〇集落にある農地です。詳細については配布済みの地図を参照ください。申請人の〇〇さんが所有している農地ですが、10年以上耕作されておらず、将来的にも農地として使用することが困難な土地であります。また、農用地区域内でもなく、公共投資の対象にもなっておらず、優良農地でもないことから、事由4に該当すると判断しました。皆さまのご審議をよろしくお願ひ
します。

議 長 説明がありました。審議をお願いします。発言のある方は挙手願ひます。

(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで認定することに決定いたします。

議 長 次に番号6の説明をお願いします。

局 長 非農地証明明細番号6、土地の所在：大字上三財字〇〇番イ、地目：台帳・畑、現
況・原野、面積158㎡、所有者：児湯郡川南町大字川南〇〇番地89、氏名：〇〇、非
農地判断は、事由4となっています。

議 長 番号6について地元委員の説明を求めます。

19 番 6 番を説明します。申請地は、三財地区の〇〇集落にある農地です。詳細については配布済みの地図を参照ください。申請人の〇〇さんが所有している農地ですが、10年以上耕作されておらず、将来的にも農地として使用することが困難な土地であります。また、農用地区域内でもなく、公共投資の対象にもなっておらず、優良農地でもないことから、事由4に該当すると判断しました。皆さまのご審議をよろしく申し上げます。

議 長 説明がありました。審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで認定することに決定いたします。

議 長 次に番号7の説明をお願いします。

局 長 非農地証明明細番号7、土地の所在：大字下三財字〇〇番2、地目：台帳・田、現況・宅地、面積66㎡、所有者：〇〇、氏名：〇〇、非農地判断は、事由3となっています。

議 長 番号7について地元委員の説明を求めます。

3 番 7 番を説明します。申請地は、三財地区の〇〇集落にある農地です。〇〇と〇〇があった土地になります。申請人の〇〇が所有している農地ですが、現状は更地となっております。これは、昭和37年に〇〇が建設された時に土地収用法により売買されたのですが、登記がされておらず、地目が田になっており、これを是正するために今回申請を行うものです。〇〇が土地収用法で〇〇として建設した土地であり、農地法第4条第1項各号に規定する場合に該当し、農地以外の土地となっていることから事由3に該当すると判断しました。皆さまのご審議をよろしく申し上げます。

議 長 説明がありました。審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで認定することに決定いたします。

議 長 次に番号8の説明をお願いします。

局 長 非農地証明明細番号8、土地の所在：大字鹿野田字〇〇番、地目：台帳・畑、現況・原野、面積267㎡、所有者：宮崎市学園木花台〇〇番11、氏名：〇〇、非農地判断は、事由4となっています。

議 長 番号8について地元委員の説明を求めます。

8 番 8番を説明します。申請地は、都於郡地区の〇〇集落にある農地です。〇〇から東へ〇〇集落に向かう坂の途中から左に入った土地になります。詳細については配布済みの地図を参照ください。申請人の〇〇さんが所有している農地ですが、傾斜地で農地として使いづらいため、10年以上耕作されておらず、将来的にも農地として使用することが困難な土地であります。また、農用地区域内でもなく、公共投資の対象にもなっておらず、優良農地でもないことから、事由4に該当すると判断しました。皆さまのご審議をよろしく願います。

議 長 説明がありました。審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ということで認定することに決定いたします。

議長 次に番号9の説明をお願いします。

局長 非農地証明明細番号9、土地の所在：大字三宅字〇〇番2、地目：台帳・田、現況・原野、面積544㎡、所有者：大字三宅〇〇番地、氏名：〇〇、非農地判断は、事由4となっています。

議長 番号9について地元委員の説明を求めます。

2番9番を説明します。申請地は、妻地区の〇〇集落にある農地です。〇〇より〇〇川にかかる〇〇橋を渡って、800m行った所にある〇〇橋の手前にある道路左側の土地です。詳細については配布済みの地図を参照ください。申請人の〇〇さんが所有している農地ですが、10年以上耕作されておらず、将来的にも農地として使用することが困難な土地であります。また、農用地区域内でもなく、公共投資の対象にもなっておらず、優良農地でもないことから、事由4に該当すると判断しました。皆さまのご審議をよろしくをお願いします。

議長 説明がありました。審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ということで認定することに決定いたします。

議長 議案第197号令和5年度最適化活動の目標の設定等(案)について、事務局の説明を求めます。

局長 議案第197号令和5年度最適化活動の目標の設定等(案)については、清係長より

説明をお願いします。

事務局 清係長説明。

議 長 説明が終わりました。審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

15 番 私の集落では農地を集積しようにも作り手がいない状況です。西都市は施設園芸中心の農業であり余剰労力が少ないため、これ以上借りたくないということです。そのため、これ以上の集積は難しいのではないかと感じます。基盤整備と合わせ所有者、行政と一緒にやっていく必要があると思います。

議 長 ほかにありませんか。

(委員 なし)

議 長 意義ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで承認決定しました。

議 長 議案第 198 号農地等の利用の最適化の推進に関する指針の一部改定について、事務局の説明を求めます。

局 長 議案第 198 号農地等の利用の最適化の推進に関する指針の一部改定についても、清係長より説明をお願いします。

事務局 清係長説明。

議 長 説明が終わりました。審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

26 番 長期の営農計画を我々が作るということですか。

事務局 全体計画は市が作り、地域単位では農業委員が間に入って地主の意向と担い手の意向をまとめ 10 年後の地図として作成し市へ提出していただくという形となります。

その計画が中間管理機構の貸借や売買に繋がっていくということです。その地図を作るのが活動目標となります。

26 番 人農地プランの作成にもこれまであまり関わっていなかった。その上での地域計画の作成となると不安があります。

事務局 今まで市でやってきたことを理解していただきながら、農業委員として出来る範囲のことを見つけてやっていくことを目指したい。農業委員さんで一から作成してほしいとは考えてないということでご理解いただきたい。人・農地プランも公表されているので、農林課と役割分担しながら地図の作成を進めていければと思っています。

議 長 ほかにありませんか。

(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで承認決定しました。

議 長 暫時休憩

議 長 ただ今から協議会とします。

議 長 暫時休憩

————— 協 議 会 —————

議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。以上をもちまして本日の全てを終了いたします。

局 長 起立、一同礼、解散

午後 4 時 15 分終了

農業委員会等に関する法律第 33 条の規定により、ここに署名する。

会 長 _____

10 番 _____

19 番 _____